

# 松戸市居宅介護支援事業所連絡協議会 会則

## <名称>

第1条 本会は、「松戸市居宅介護支援事業所連絡協議会」と称する

## <目的>

第2条 本会は、居宅介護支援事業所の円滑な運営を行う為、松戸市居宅介護支援事業所として資質の向上とサービスの向上を図る事を目的とする

## <事業>

第3条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う

- 1 市、他の協議会との連携
- 2 松戸市居宅介護支援事業所間の情報交換、勉強会
- 3 調査、研究
- 4 介護支援専門員協議会との連携
- 5 その他目的を達成する為に必要な事業

## <会員種別>

第4条 本会は、次の項目の会員で構成する

- 1 正会員 本会の目的に賛同して入会した松戸市居宅介護支援事業所

## <入会と退会>

第5条 本会は、次の各項により入会と退会を承認する

- 1 入会申込及び年会費の納入をもって入会とする
- 2 文書による申出をもって退会とする
- 3 会員がその事業を廃止した時、又納入期限までに会費納入の確認が取れない場合は退会とする

## <役員>

第6条 本会は、次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 事務局長 1名
- 4 会計 1名
- 5 庶務 数名
- 6 監事 2名

#### <職務>

第7条 役員の職務は次のとおりとする

- 1 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時にはその業務を代理し、欠けた時にはその職務を代行する
- 3 事務局長は、本会の庶務を統括する
- 4 会計は、本会の旨を受けて会計を担当する
- 5 庶務は、本会の旨を受けて庶務を担当する
- 6 監事は、本会の会計及び業務を監査する

#### <役員を選出及び任期>

- 第8条
- 1 役員は会員の中から互選とし、役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
  - 2 役員に欠員が生じた場合は遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### <総会及び役員会>

第9条 本会は、次の会をおく。

- 1 総会は毎年1回開催する。その他必要な場合は、会長が臨時総会を招集することができる
- 2 総会は会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立するものとし、総会の議決は、出席会員の過半数による
- 3 役員会
- 4 役員会の承認の元に委員会を設置することができる

#### <会費>

第10条 会員は次の会費を納入する

- 1 正会員 年間 5000円

#### <会計年度>

- 第11条
- 1 予算は、毎年4月から3月までとして、会費及び参加費をもって執行し、予算及び決算は、総会で報告する
  - 2 剰余金が生じた時は、次年度に繰り越すものとし一切の分配を行わない

#### <会則の改正>

第12条 本会の会則は、役員会により提起され、総会により承認を得た場合に改正する事ができる

#### <その他>

第13条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、役員会において協議し会長がこれを定める

<附則> 本会の会則は、平成30年5月19日より執行する